

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第7条第3項に規定する特定金属くずの買受けを行う際の本人確認に係る特例の適用を受ける者を定めること等を内容とする「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令案」等について検討しています。

その内容は別紙1から別紙3までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール（seianki-kikaku2@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局生活安全企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和8年3月13日（金）から 令和8年4月11日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。
- 5 別紙1から別紙3までの改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見…」

〈 凡 例 〉

法 : 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）をいう。

施行規則 : 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第 号）をいう。

1 命令等の題名

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

法第7条第3項及び第17条

3 命令等の内容

(1) 法第7条第3項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

ア 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

イ 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人（ア及びウに掲げる者を除く。）

ウ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関

エ アからウまでに掲げる者に準ずる者として国家公安委員会規則で定める者

(2) 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うものとする。

(3) その他所要の改正を行うこととする。

4 施行期日

法の施行の日（令和8年6月1日）とする。

1 命令等の題名

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則

2 根拠となる法令の条項

法第3条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項並びに第19条

3 命令等の概要

(1) 特定金属くず買受業の開始等の届出（第1条及び第2条関係）

ア 特定金属くず買受業を開始しようとする場合は、当該特定金属くず買受業を開始しようとする日の前日までに営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して都道府県公安委員会に営業開始届出書を提出することとする。

イ 特定金属くず買受業の開始の届出に係る届出事項を、営業所の名称、連絡先に係る情報等とする。

ウ 営業開始届出書に添付する書類を、営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図等とする。

エ 特定金属くず買受業を廃止した場合又は届出事項に変更があった場合は、廃止届出書又は変更届出書を、当該廃止又は届出事項の変更の日から原則として14日以内に営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して都道府県公安委員会に提出することとする。

(2) 特定金属くずの買受けの相手方に係る本人特定事項の確認方法等（第4条及び第5条関係）

ア 自然人である買受けの相手方（イに掲げる者を除く。）の場合

(ア) 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から当該相手方の写真付き本人確認書類（運転免許証、在留カード、個人番号カード等）の提示を受ける方法とする。

(イ) 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、当該相手方の本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップに記録された当該相手方の氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受ける方法とする。

(ウ) その他の方法を定めることとする。

イ 本邦に在留する外国人のうち、在留期間等が90日を超えないと認められるものであって、その所持する旅券等の記載によって、当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものの場合

当該相手方から国籍等及び旅券等の番号の記載がある旅券等の提示を受ける方法とする。

ウ 法人である買受けの相手方の場合

- (ア) 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書等のいずれかの提示を受ける方法とする。
 - (イ) 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第4項の規定により公表されている当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法とする。
 - (ウ) その他の方法を定めることとする。
- (3) 本人確認を不要とする場合（第6条関係）
- 特定金属くず買受業を営む者が、
- 過去に買受けの相手方となったことがある者からの買受けを行う場合であって、当該買受けに係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込により行うとき
 - 特定金属くずを自ら輸入するとき
- のいずれかに該当する場合は、買受けの相手方に係る本人確認を不要とすることとする。
- (4) 本人確認記録の作成方法及び記録事項（第7条及び第8条関係）
- ア 本人確認記録の作成方法
文書又は電磁的記録を用いて作成する方法その他の方法を定めることとする。
 - イ 本人確認記録の記録事項
本人確認記録の記録事項を、本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項等とする。
- (5) 取引記録の作成方法及び記録事項（第9条及び第10条関係）
- ア 取引記録の作成方法
文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。
 - イ 取引記録の記録事項
取引記録の記載事項を、買受けの相手方の氏名又は名称、買受けの日付及び時刻、買い受けた特定金属くずの量等とする。
- (6) その他
その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

法の施行の日（令和8年6月1日）とする。

1 命令等の題名

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和八年国家公安委員会規則第 号）第四条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件

2 根拠となる法令の条項

施行規則第 4 条第 2 項第 4 号

3 命令等の概要

施行規則第 4 条第 2 項において、特定金属くず買受業を営む者は、買受けの相手方の本人特定事項の確認を行う場合において、本人確認書類に当該相手方の現在の住居の記載がないとき等は、当該相手方等から、当該記載がある当該相手方の本人確認書類又は補完書類の提示等を受けることにより、当該相手方の現在の住居等を確認することができる。とされている。

この点、補完書類について、施行規則第 4 条第 2 項第 4 号において、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会が指定するものを除く。）と規定するところ、除外の対象となる書類を、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第 4 条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードとすることとする。

4 施行期日

法の施行の日（令和 8 年 6 月 1 日）とする。